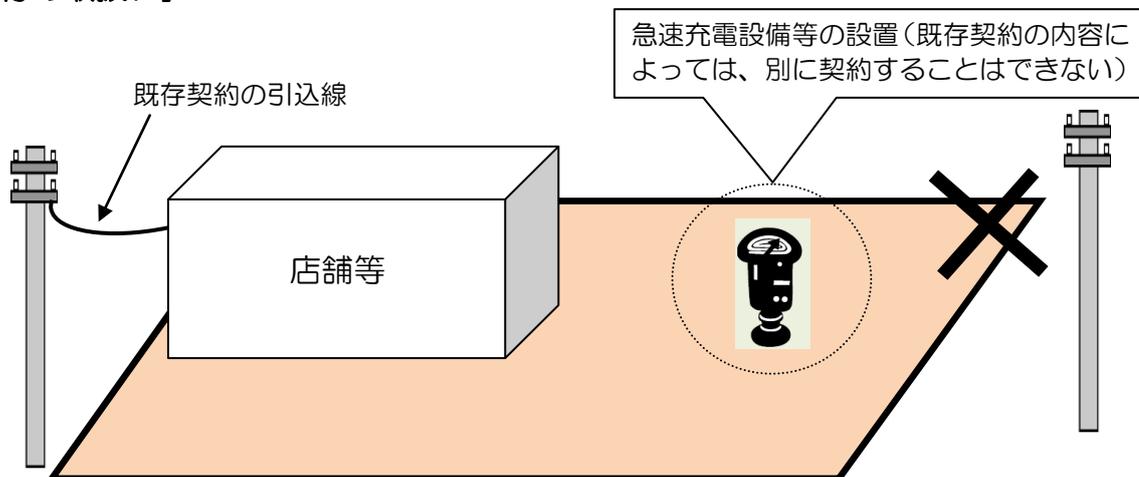


「需要場所についての特別措置（電気自動車専用急速充電設備）」の概要

【現行の取扱い】

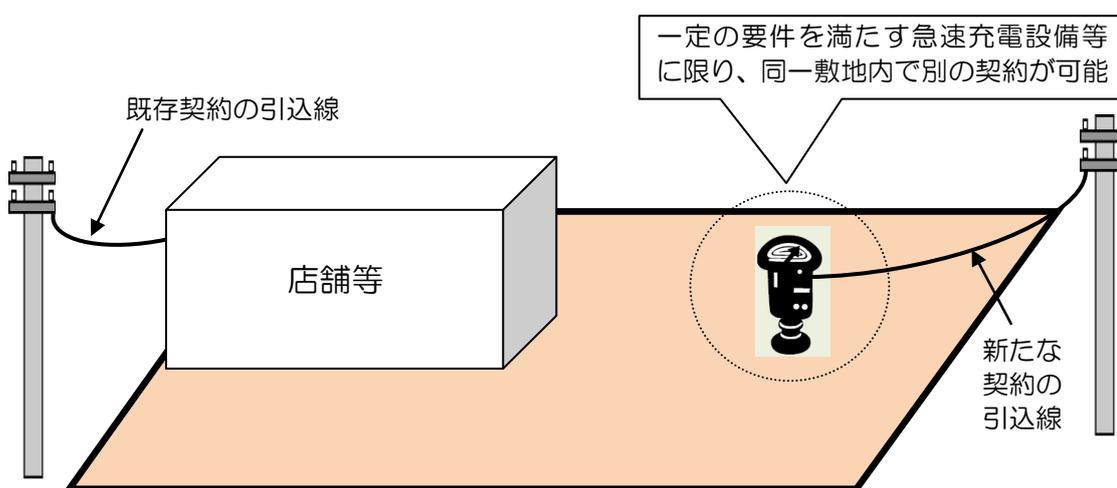


太実線の枠内：さく、へい等によって囲まれた「一つの需要場所」

「同一敷地内（一つの需要場所）では一つの需給契約」が原則である。

【需要場所についての特別措置】

同一敷地内において複数の需給契約が可能となるよう、需要場所に関して規定している電気事業法施行規則が改正された。



太実線の枠内：さく、へい等によって囲まれた「一つの需要場所」

本特別措置により、一定の要件を満たす急速充電設備等については、同一敷地内（一つの需要場所）において複数の契約（例：「店舗の契約」と「急速充電設備等の契約」）が可能となる。